

## 令和4年度第2回登別市子ども・子育て会議 会議録

### 1 日時

令和4年9月28日(水) 18時00分～18時50分

### 2 場所

登別市役所議場

### 3 出席者

#### (1) 委員

寺岡委員、濱田委員、戸井委員、高嶋委員、浜委員、堀井委員、稲葉委員、  
村田委員、片山委員、河上委員、鳴海委員、伊勢谷委員、遠藤委員

#### (2) 事務局

沼田保健福祉部長 平田保健福祉部次長 川村こども育成グループ総括主幹  
福土こども家庭グループ総括主幹 若松こども育成グループこども育成担当主査

### 4 議事

#### (1) 登別カトリック聖心幼稚園の幼稚園型認定こども園への移行に係る利用定員の設定について

#### (2) その他

### 5 配布資料

登別カトリック聖心幼稚園の幼稚園型認定こども園への移行に係る利用定員の設定について

### 6 会議録

#### 議事1 登別カトリック聖心幼稚園の幼稚園型認定こども園への移行に係る利用定員の設定について

- ・資料に基づき事務局から説明

##### 〔説明概要〕

- ・令和4年8月24日付けで、学校法人北海道カトリック学園から登別市に対し、登別カトリック聖心幼稚園の認定こども園移行に係る協議書が提出された。
- ・本議案については、当該幼稚園の認定こども園への移行にあたり、新たに「保育」の定員を設定することになるため、子ども・子育て支援法第77条第1項第1号の規定に基づき子ども・子育て会議の意見を聴取するものである。
- ・今回、協議のあった認定こども園の類型は、幼稚園型認定こども園。
- ・施設の名称は、(仮称) 認定こども園登別カトリック聖心幼稚園、現在の登別カトリック聖心幼稚園の所在地である「登別市中央町7丁目15番地1」において、現在の園舎を用いて運営する予定。
- ・認定こども園への移行は、令和5年4月1日を予定。
- ・移行の理由は、「幼稚園としての機能に保育機能を付加することで時代とともに変化する保護者ニーズに応え、保護者の就労形態にかかわらず、すべての子どもたちに引き続き質の高い幼児教育を提供するため」と説明を受けている。
- ・法律に基づき意見を聴取する定員については、現在の登別カトリック聖心幼稚園においては、1号(教育)認定で120人の定員を設定しているが、認定こども園への移

行にあたって、1号認定を45人減の75人とし、新たに2号（保育）認定の定員を30人設定するものであり、全体の定員は、15人減の105人となる。

- ・補足事項として、今回の保育利用定員の設定については、あくまでも当該園利用者の利用実態を踏まえたものであり、令和2年9月1日現在時点での当該園における事実上の保育需要である「新2号認定」の利用者は36人となっており、今回の保育定員の設定人数とほぼ一致しており、教育定員については減少させているが、今後の人口減少を予見すると不適切な数字ではなく、事業者の運営継続にあたって必要なものであると考える。
- ・つまり、36人の利用者需要としては、通常の幼稚園時間での教育に加え、保護者の就労等による預かり保育に関する需要もある方なので、これを保育需要として受け入れることで、保護者のニーズに応えようとしているものと捉えている。
- ・また、利用者の負担についてですが、今回の変更により、これまでの「教育認定+新2号認定」での負担に比べ、「2号認定」を受けることにより、預かり保育利用にかかる手続きの負担軽減や現在のカトリック幼稚園の預かり保育にかかる利用料と比較すると、実費負担が軽減される見込み。

#### 【質疑・意見交換】

（委員）

- ・認定こども園は、私のイメージで認定こども園というと幼稚園と保育所が合併して一つになったもの、現有施設ではコロポックルの森が該当すると思うが、今回カトリック幼稚園が認定こども園になることによって、近所の保育所が併合されるものなのかを教えていただきたい。

（事務局）

- ・このことによって保育所の数を減らすことや保育所の入所定員を減らすことはない。
- ・今回の幼稚園型認定こども園というのは、あくまでも幼稚園ベースであり、先ほどの説明のとおり、幼稚園における保育の需要がある方を受け入れるための取組である。

（委員）

- ・定員に関する内容について、前回の資料の中に、幌別地区の方が登別だったり、登別の方が鷺別を利用したりといろいろあることが読み取れた。
- ・カトリック幼稚園が認定こども園になることによって、自宅から近いカトリック幼稚園に行こうとする人が多くなり、この定員よりも多くなった場合、どういった対応をとるのか。

（事務局）

- ・利用定員に関しては、「設定」時には、本会議に諮ることになるが、一度設定された人数の増減については、園の意思により変更できる。
- ・そのような場合は、その結果を委員に対して報告することになるが、基本的には、園側で柔軟に対応することができる。

- ・また、利用定員の1.2倍までは定員を変えない中で弾力運用という形で、ある程度の人数は受けることができる。

(質問者)

- ・幼稚園の預かり保育をしている方が、30%とのことだが、その方々は、手続きも簡単で、お金も安くなるなど、良い点が多く見られる。
- ・しかし、今後、現在預かり保育を利用している児童の保護者への説明をするときに、何か課題が見えてくるのかもしれないと考える。
- ・たとえば、幼稚園に対して教育に期待する方と、保育を求める方との間に考えの相違が生じ、保護者からの不満が出ないものなのか。

(事務局)

- ・幼稚園から認定こども園への移行は、幼稚園の教育、幼稚園の預かりなどをより利用しやすいように、国の制度をうまく活用することになるので、認定の違いにより教育が受けられないということはない。
- ・教育を行う時間帯には、1号認定及び2号認定の児童がともに同じ環境の中で教育を行うので、そこに差異はない。

(委員)

- ・1号認定は1日4時間程度、2号認定は1日8時間～11時間程度の保育になり、2号認定の児童は、1号認定の児童が帰った後も、保護者が迎えに来るまでの間を幼稚園で過ごすことになるが、その間は、どのような教育・保育が行われるのか。
- ・また、現在、カトリック幼稚園では朝も預かり保育をやっているが、その時間はどのような教育・保育を行っているのか。

(事務局)

- ・カトリック幼稚園からは、認定こども園にすることで何も変わることはないと聞いている。
- ・幼稚園、保育所、認定こども園という種類があり、それぞれ、保育所保育指針、幼稚園は幼稚園教育要領、認定こども園は認定こども園教育要領があり、それらに基づき教育や保育を進めることとなっているが、考え方は類型により変わらない。
- ・教育時間の前後については、基本的には預かり保育を行うので、何か特別な勉強をするわけではない。
- ・このため、遊びを通じて学ぶというようなものはあるかもしれないが、学校のように机に向かって何かをする訳ではない。

(質問者)

- ・朝は1号認定と2号認定の児童がいっしょに過ごすことになるが、1号認定の児童が帰った後には、2号認定の児童は保護者の迎えを待っていないとならない。お友達が帰ったあとに残った子どもたちが寂しい思いをしないよう、楽しく幼稚園で保育して

もらうていうような事が必要だなと思いました。

(事務局)

- ・確かにそのように思う。
- ・これまでも幼稚園では、預かり保育として保育と同様の取り組みをしており、さみしさを感しないようにする努力を行っていますので、今後も引き続き取り組んでもらえるようにしたい。
- ・また、私どもの方からも、子ども・子育て会議での意見については伝える。

## 議事2 その他

(事務局)

- ・令和4年9月22日付けで、登別市より本会議に対し、登別市保育施設の民営化に係る事業者選定委員の推薦依頼があり、本会議を代表して寺岡会長にご参加をお願いしている。
- ・これは、前回の会議で説明した「認定こども園の整備・運営事業者の募集」にかかるものであり、寺岡会長においては10月に開催予定の登別市保育施設の民営化に係る事業者選定委員会に出席いただくことになる。

以上